

## [書 評]

## 植林茂著 『金融危機と政府・中央銀行』

日本経済評論社, 232頁, 2012年

本書は、実務に携わってきた著者がわが国1990年代のバブル崩壊後の金融危機とリーマンショック後の金融危機とを比較して、政府・中央銀行の政策対応の問題点を明らかにし、その解決方法を模索しようとするものである。金融当局の記録・報告書などの膨大な文書を丹念に検討し分析を進め、一部、計量分析でも議論を補強した労作といえる。

わが国1990年代の金融危機とリーマンショックに端を発した金融危機（本書では「今次金融危機」と呼んでおり、以下、本稿でもこの用語を利用する。なお、「今次金融危機」には、ギリシャ危機や東日本大震災での混乱は入っていない）とには、さまざまな違いが指摘されてきた。例えば、前者は日本だけにとどまった危機であったのに対し、後者は国際的な伝播を伴った危機であった。使われていた金融技術も異なるし、後者での金融当局対応は前者の経験を踏まえた上でのものでもあった。さまざまな差異に注目して今後の政策に活かそうとする文献は多数あるが、その中で本書は当時の記録や報告書を比較検討して分析している点が大きな特徴である。

まず第1章では、2つの金融危機の経緯と特徴を、銀行の財務データ、危機に対応する法律等の制度的枠組みとその変更、金融当局の声明と実施した政策などから明らかにしている。その結果、事態が展開するスピードが「銀行型」であるわが国1990年代の金融危機より「市場型」である今次金融危機の方が速いことや、1990年代の金融危機時は対応する制度が未整備で、しかも対応の実施のためにコンセンサスを得ることに時間を要したことがわかる。さらに、1990年代は中央銀行から金融監督の役割を切り離そうとする議論が多かったが、2000年代に入るとその考え方に変化が出てきたことも指摘される。

次に第2章では、第1章で指摘された事態の展開

のスピードの違いについて計量分析を行っている。推定式の被説明変数は金融機関で発生した信用コスト率（貸出残高比）、説明変数は地価変化率と景気動向（GDP成長率）それぞれのラグである。地価変化率のラグ数を推定することによって、地価下落から信用コスト発生までのスピードを検証しようというものである。わが国の1990年代を中心としたデータでは、地価変化率のラグは2年半から4年であった。米国については2000年代をリーマンショック前後で分けて推定し、前半では1～2年、後半では3四半期であるという結果を得ている。著者も指摘するように推定に問題点は残るが、事態展開スピードの違いを実証している。

第3章では、このような金融危機を事前に防止することについて検討している。まず先行研究や過去の議論を踏まえ、バブルかどうかを事前に判断する難しさ、バブル崩壊が金融危機につながるかどうかを事前に判断する難しさ、予防的措置のモラルハザードや規制裁定などの問題を指摘して、金融危機を事前に防止することが困難であると述べている。次に、事前に判断する難しさに焦点を当て、政府・中央銀行公表の議事録等の文書から、金融危機の政策対応について認知ラグと実施ラグ（決定ラグ）を分析している。その結果、認知ラグについては、事態展開スピードが速い市場型の今次金融危機では問題があったことが示される。また、実施ラグについては、裁量的対応における政治圧力・業界圧力の問題、自己資本比率規制のようなルールによる対応の限界などが議論されている。

最後の第4章は、金融危機に対応するために平時にとっておくべき対策を検討している。まず平時の金融監督体制について、金融当局内での責任の明確化、政府と中央銀行の役割分担などを検討している。

金融庁と日本銀行は検査と考査で二重の監督を行っているが、著者は冗長性から好ましいといえ、むしろ両当局間での情報の共有が大切であると論じている。また、中央銀行の流動性供給機能と市場をモニターする機能の重要性を指摘している。次に、第3章での実施ラグの問題から、金融危機時の対応を事前に平時に決めておくことが重要といえるので、政府と中央銀行の役割・責任分担、民間金融機関のLiving willの策定、ストレステストなどを検討している。最後に危機後の対応として、当局が包括的な報告書を作成する必要があること、責任追及に比べて不十分な原因究明を強化する必要があることなどが指摘される。

このような4つの章から成る本書について、特に次の2点が興味深いと思われる。まず1つめは、本書すべての章で議論されている危機展開のスピードと政策対応のラグについての考察である。本書の分析で、近年のような市場型の危機は、1990年代にわが国が直面した銀行型の危機よりも事態の展開スピードが速いことが明らかにされている。したがって、近年、政策対応にスピードが求められるはずであるが、政策対応には問題となるほど認知ラグと実施ラグがあることも具体的に示される。そこで、認知ラグについて、市場型危機では市場を常時モニターしている中央銀行の重要性が強調されている。実施ラグについては、あらかじめ危機対応の枠組みを決めておく重要性が指摘され、その内容は第4章で広範に議論されている。

もう1つの興味深い点は、金融危機対応での政府と中央銀行の役割分担について、一定の結論を導き出している点である。金融危機対応は法整備や財政

資金投入の必要性などから基本的に政府の役割であるとした上で、中央銀行が果たすべき役割をいくつか挙げている。上述のとおり、流動性供給機能と市場を常時モニターする機能は政府にはない中央銀行特有の機能であり、これらの機能を用いて政策対応をする役割は中央銀行が担うべきであると論じている。また、金融機関への監督は政府も実施しているが、冗長性の観点から金融庁と日本銀行の双方が行うことはむしろ望ましいとしている。

本書の分析は、第2章の計量分析を除き、金融当局の声明・報告書・議事録などを紐解くことによって行われている。その内容はときに表としてまとめられているが、その作成に使われた労力は特筆に値すると思われる。このような地道な努力によって、政策対応ラグなどが具体的にどのようなものであったかを明らかにしていることは、類書には見られない貴重な研究といえよう。

また、安全工学とシステム生物学の視点を取り入れて議論している点も特徴的であろう。例えば安全工学の視点からは、事故発生後の責任追及と原因究明のバランスについて議論したり、工業製品などで導入されている安全基準を金融商品開発にも導入すべきとの提案をしたりしている。システム生物学の視点からは、上述の冗長性の議論をしたりしている。

本書の考察、特に政策対応の改善についての検討は多岐にわたり、個々の点はさらに考察が必要と思われる。しかしながら、それは本書の価値を損ねるものではなく、これからの課題として、今後、著者や別の研究者によって研究がさらに進むことが望まれよう。

(関西学院大学 田中 敦)

#### 渡部訓著『バーゼルプロセス——金融システム安定への挑戦』

蒼天社出版, 181頁, 2012年

リーマン・ショック後の金融危機を持ち出すまでもなく、今日ほど金融システムの安定に向けた国際的な協力が求められている時代はない。世界の金融・経済は急速な勢いでグローバル化が進展しており、金融システムの一部の不安定化は瞬時にして世界中に伝播してしまう。これにどのように対応する

か、各国の金融当局(政府・中央銀行)はその手腕が問われ続けている。

こうした現代的できわめて重要な課題への1つの対応策として、主要国中央銀行が結集して喫緊の課題を論じる場として設けられたのが、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委員会)である。本書は、

1970年代以降のバーゼル委員会の活動に焦点を当て、その創設を巡る経緯や、金融システム安定のための国際協力を目指した同委員会の政策的努力について論じたものである。

バーゼル委員会は、国際決済銀行（BIS）における伝統的な中央銀行間の協力、つまり意見の交換と情報の共有の場としてスタートした。しかし、その後の国際金融界の動揺への対処を議論する中で次第にその基本的な性格を変えていき、具体的な政策形成を目指した協調の場となる。この結果、同委員会が意見交換・情報共有と政策協調という「二重構造」の下で多くの成果を上げるに至り、現在の同委員会はこうした意思決定プロセス（「バーゼルプロセス」）の下で運営されている。この二重構造性が同委員会の大きな特徴であること、この点を強調するのが本書の大きな眼目である。

ただし、バーゼル委員会が果たす「政策協調」は、国際的な会計基準などと同様にベスト・プラクティスを反映した基準の策定であり、合意された内容に法的な拘束力があるわけではない。しかし、合意内容を採用しない国やそこに存在する金融機関は、実務的に劣位にあるとみなされ、異なる行動基準を採ることは事実上できない。このように、バーゼル委員会が追求する政策協調は実質的に拘束力のあるルール制定に近い。こうした点を背景に、バーゼル委員会においては議論の主導権の確保を巡る各国の動きが活発であり、本書では、そうした内実の動きにも触れて、特に英米を中心とするG10諸国による主導権確保の傾向が顕著であり、その結果、その後の国際協調の動きにおいてもG10諸国が優位性を発揮してきたことが強調されている。

本書は、序章のあと第1章から7章までの全8章で構成されている。序章では、金融システム安定化のための国際協力に関する多くの先行研究に触れた上で、本書が、特に矢後和彦、C.Goodhartなどの手法を用いて、極力1次資料に沿ってバーゼル委員会を通じた国際協力の動向をフォローし、その創設にとどまらず、その後の発展過程についても詳細に論じたことを強調している。

その上でまず第1章では、バーゼル委員会を通じた金融システム安定化に向けた国際協力の発展過程が具体的にどのような特徴を持ったものであるかを分析し、同委員会が中央銀行間の単なる意見交換、

情報共有の場にとどまらず、政策協調を通じて国際的な金融システム安定をもたらす上で大きな推進力を発揮したことを指摘し、同委員会の活動の二重構造性と意思決定過程の枠組みを明らかにする。

続く第2章から第6章までは、第1章で定型化したバーゼルプロセスを実証している。第2章は1970年代を対象とする。この時期は、ブレトンウッズ体制の崩壊・変動が替相制への移行、ユーロ・カレンシー市場の拡大など、国際金融界が大きく変革し、金融機関のリスク・テイキングが拡大した。そうした中で西独ヘルシュタット銀行の経営破綻（74年6月）などにより国際金融市場は極度に緊張し、金融システムの混乱が予想される事態に至ったため、G10中央銀行総裁会議は74年12月にバーゼル委員会を創設した。この章では、こうした委員会創設を巡る動きが詳説されているが、その中で注目されるのは、バーゼル委員会の当初の役割は「監督分野の問題のうち国際的な影響を有する市場の問題に関して意見交換・情報共有を行う機会の提供であった」との指摘である。

第3章では「バーゼル・コンコルダット」の採択過程が詳述されている。第2章で触れたように、当初はイングランド銀行の主導の下で各国中央銀行がBISに集い、公式・非公式に意見交換を行うという伝統的な中央銀行間協力の延長線上で創設されたバーゼル委員会であったが、ヘルシュタット銀行の破綻やそれに続くユーロ・カレンシー市場の動揺などを受けて、中央銀行にとっても銀行監督問題への具体的な対応を避けることができなくなった。議論を重ねる中で、最初の成果として、国外へ進出した銀行の活動がいずれの国の監督をも逃れる状態を防ぐために各国監督当局が協力するためのベスト・プラクティス・ペーパー「バーゼル・コンコルダット」が作成された（75年12月）。

第4章ではコンコルダット採択後の同委員会の活動について触れる。コンコルダット以降の70年代後半は、ユーロ・カレンシー市場を通じたG10諸国の金融機関による国際収支赤字国へのファイナンスの隆盛など、銀行業務が国際的に拡大した時期である。バーゼル委員会でも、国際的な銀行業務の連結ベースの監督方法、銀行の支払い能力・流動性確保能力による健全性の評価方法、カントリー・リスクや外為業務リスクの管理・監督といった諸問題について



意見交換・情報共有が行われ、その成果として、コンコルダットを補完、強化する内容の7つの文書が採択され、80年代に入ってからコンコルダット改訂につながった。

第5章では80年代前半の活動に焦点が当たる。比較的平穏であった70年代後半の後、80年代前半に入ると国際金融界は荒れ始める。中南米諸国の累積債務問題が生じ、G10諸国の金融機関に深刻な影響を及ぼした。米国でも不動産融資における不良債権問題が発生し、コンチネンタル・イリノイ銀行が経営破綻に追い込まれ、貯蓄貸付組合の経営が大きく悪化した。こうした中、イタリアのアンプロシアノ銀行とそのルクセンブルク現法が経営破綻するに至り、コンコルダットをベースとする協力体制の機能が不十分であることが明らかになった。このためバーゼル委員会では、83年5月にコンコルダットを改訂し、「母国当局による連結ベースの監督に重点を置いた共同責任・重複責任」のアプローチを採用するに至った。本章では、アンプロシアノの破綻の経緯、それを巡る関係国監督当局やバーゼル委員会の対応、そこでの議論の内容などが詳しく整理されており、一連の出来事の経緯を知る上で貴重な章となっている。この間の同委員会の動きに対してはさまざまな批判の声があるとしながらも、著者は『ユーロ・マネー』誌の報道（「ほとんどの銀行家は、バーゼル委員会とコンコルダットがなかったら、世界はもっともっと危険な場所になると信じている」）を引用し、コンコルダット改訂を通じて同委員会の存在に対する認識が高まったという点で、大きな画期をなす時期であり、次の銀行の自己資本に関する合意に至る道筋をつけるものとなったと評価する。

第6章の焦点は、銀行の自己資本に関する合意である。80年代後半は、発展途上国の対外債務危機などの諸問題が表面化し、それにつれて国際的な貸出しに伴う信用リスクの管理がクローズアップされた。中南米諸国向け債権を多く抱える米銀を管轄する米国当局は、貸倒引当金の積み増し、自己資本の充実による米銀の国際競争力劣化を恐れ、バーゼル委員会を通じて、リスク管理の国際的な標準化、各国金融機関の競争条件の平準化を強く求めた。これにより、現在に至るまで各国金融機関の経営に大きな影響を及ぼす国際的な自己資本比率規制の導入に至る。それは、意見交換・情報共有という伝統的な性格か

ら、ベスト・プラクティスを反映した事実上の国際基準を策定するという政策協調に大きく踏み込む画期的な出来事であった。本章では、自己資本比率規制に関する70年代の各国の情勢を整理したのち、87年12月の合意に至るまでのバーゼル委員会での各国の利害調整の模様を克明に伝えている。特に、G10諸国間では自己資本比率算出時の分子となる自己資本の定義の範囲を巡って議論が集中したのに対して、G10以外の諸国との間では、分母となるリスク・アセットの算出時に用いるリスク・ウェイトを巡って先進国（OECD加盟諸国）とOECD非加盟諸国との間で激烈な論争があったこと、それを先進国サイドが押し切ったことなど、興味深い事実が明らかにされる。

最後の第7章では、自己資本に関する合意成立以降、金融システム安定のための国際協力が現在に至るまでどのように進展してきたか、今後どのような方向性が展望されるか、を論じている。バーゼル委員会は90年代に入っても、BCCIやベアリングスなど大規模な金融機関の経営破綻が相次ぎ、信用リスクを中心とする自己資本に関する合意を含め、既存の国際基準だけでは解決できない問題が生じる可能性があるとして、「国際的に活動する銀行グループの監督における最低基準」や「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシパル）」といった新たな国際基準を策定していく。また、新興国のプレゼンスの高まりを反映したG20の形成に伴い、2009年にはバーゼル委員会もメンバーシップをG20へ拡大した。しかし、このようなメンバーシップの拡大について本書は、各国の利害調整を一段と複雑にし、その結果として形成される合意内容は抽象的、一般的なものとなること、G20首脳会議の委託を受けた性格から委員会での議論は政治的な色彩を帯びることが避けられないこと、バーゼル委員会が作成する合意文書の規範性が強まり、「事実上の国際基準」から「拘束力のある規則」へとその性格がさらに変わっていく可能性があることなどを指摘する。これにより、委員会創設時の目的である「中央銀行間の協力の促進」という本来の性格、そして必要に応じて政策協調を行うとの「二重構造」によって推進されてきた国際協力が、国益調整を前提とする拘束力のある規則の制定過程へと一段と変質し、これまで多くの実効性を伴った成果を

生み出してきたカルチャーも急速に希薄化するのではないかとの懸念を強くにじませている。

なお、巻末には、公開されているバーゼル委員会の議事録に基づき、1970年代における同委員会における議題がすべて提示されており（附属資料1）、同委員会の議論の動向が一覧でき有益である。さらに、附属資料2には70年代末から80年代中において5回開催された国際銀行監督者会議の議題が提示され、これによっても、70～80年代における国際協力を目指した具体的な動きを一望することができよう。

現在では、自己資本比率規制の国際基準はバーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲと呼ばれ、世界の金融機関の経営動向を大きく縛る最大のルールとなっており、その内容に関しては現在もなお多くの議論がなされ、関心が寄せられている。しかし、その議論が行われる場であるバーゼル委員会については、その成り立ちも含めて、中央銀行の一部関係者を除くとほとんど知られていないのが実情ではないだろうか。そのバーゼル委員会の活動と性格に焦点を当てた本書は、BISとイングランド銀行のアーカイブで公開されている1次資料を丹念に精査し、当時の各種報道内容なども織り込みつつ、中央銀行のサークルであったバーゼル委員会の初期の姿と、その後実質的に強力な規制組織へと変質していく過程を正確に浮かび上がらせている貴重な分析結果である。

ただし、本書に対してまったく不満がないわけではない。読後に感じる数少ない疑問点は、バーゼル委員会の性格の変質に関するものである。本書を読めば、自己資本比率規制のような個々の金融機関行動に強力な影響を及ぼす規制が、なぜ当初から政府などの金融監督当局の協議の場から始まらなかったのか、なぜ中央銀行であったのか、その経緯は十分に理解できるが、こうしたバーゼル委員会の変質（二重構造化）に関して各国の中央銀行サイドでは

どのように捉えていたのであろうか。中央銀行が対処するのはあくまでも金融市場全体の安定（マクロ・ブルーデンス）であるが、バーゼル委員会が求められるようになったのは個別金融機関への規制のあり方（ミクロ・ブルーデンス）である。こうした実際上の要請、あるいはその過程に対して、バーゼル委員会を構成する各国の中央銀行サイドからの抵抗、反発はなかったのであろうか。金融情勢の変化に応じて、委員会の変質もすんなりと受け入れられたのであろうか。当初の「意見交換・情報共有の場」から「二重構造」へと変質していった過程、それは評者には中央銀行の文化、カルチャーから大きく外れる変質であるように思われるのだが、実際はどうであったのであろうか。残念ながら、こうした点の叙述、説明が乏しいように感じられる。

いずれにしても、本書は、国際金融史のみならず70年代以降の主要中央銀行の歴史をフォローする研究者にとっても、さらには今後の国際金融界の動向を占い、そこでの金融取引を展望しようとする者にとっても踏まえておくべき重要な知見を提供してくれる貴重な成果であり、一読を勧める所以である。本書が対象とするのは80年代後半の自己資本比率規制（バーゼルⅠ）及びその後のバーゼル・コア・プリンシパルなどの策定までである。しかし、その後バーゼルⅡ、さらにはバーゼルⅢがリーマン・ショックに前後して施行されて現在に至っており、さらなる議論も行われるなど、バーゼル委員会の活動は現在も止んでいない。資料公開などの制約があることは承知した上で、著者には今後も時期を追った分析の進展を期待したい。特に、リーマン・ショック時におけるバーゼル委員会での議論が具体的にどのように展開されたのか、関心を持つのは評者だけではないであろう。

（大阪経済大学 熊倉修一）

権上康男著『通貨統合の歴史的起源——資本主義世界の大転換とヨーロッパの選択』

日本経済評論社、578頁、2013年

## 1 はじめに

本書は、著者が8年間取り組んできたフランスから見た欧州通貨統合史についての研究の集大成であ

る。時期的には、欧州諸国が通貨統合を政治課題に据え、その実現に取り組むことで合意した1969年12月のハーグ欧州首脳会議から1980年代初頭までを対

象としている。分析に当たっては、政府（大統領府及び財務省）・中央銀行の公的歴史文書の徹底した探査を駆使し、また自ら関係者へのインタビューも追加的に実施して、政府・中央銀行の意思決定過程を具体的に示しながら、フランスの欧州通貨統合に向けた取組みの展開を経済社会の歴史的進化の文脈に位置付けて詳細に描写している。内容的には為替相場への介入や国際通貨制度などの専門的な分野にまで深く入り込んでいたが、必要に応じてわかりやすく解説を加えるとともに、章ごとに小括を挿入している。このため、大部ではあるが一気に読み込むことができる。金融史や国際金融、欧州経済の研究者に限らず、公務員や金融・国際取引に関係のある社会人など幅広い読者層にも薦めたい。

本テーマを扱った歴史分野の研究は、日本に限らずフランスでもきわめて少ないだけに、貴重な労作である。

## 2 本書の内容

本書は3部9章（本書の対象期間前の1960年代における欧州通貨統合問題を扱った序章を含めると10章）の構成となっている。著者は冒頭で、①欧州諸国は多くの困難に直面しつつもなぜ30年以上の長期にわたって通貨統合に向けた取組みを行ってきたのか、②統合制度が安定的に機能するには、関係国の物価政策、財政政策、経済ファンダメンタルズの収斂が必要となるが、その社会的コンセンサスがどう形成されたのか、③通貨統合への取組みを進める過程で喪失する国家主権問題はどうか処理されたか、という3つの課題を提示し、これに歴史的な文脈から答を見出している。そして、通貨統合という事業がフランスにおいてインフレを伴う国家主導の成長優先策から市場経済と社会との折り合いを重視する資本主義世界への大転換を引き起こした点を重視している。すなわち、この期間に市場機構が国際領域と国内領域を歴史上かつてない広がりや深さで捉える歴史過程のきわめて重要な構成要素であったと強調している。

やや詳しく見ると、まず、第1部ではブレトンウッズ体制が危機に陥った後、スミソニアン体制が崩壊するまでの1969～73年を分析している。すなわち、固定相場制度の危機とドル安の深刻化によって通貨投機が活発化、EC加盟国6カ国内で為替相場の安

定が検討課題に浮上した。加えて、ドイツによる東方政策の展開とイギリスの共同体参加という政治的な外部環境もこうした統合による解決策を促したと整理する。そして、1969年12月ハーグ欧州首脳会議で欧州諸国が通貨統合を政治課題に据え、その実現に取り組むことで合意したが、目指す同盟を巡る仏独間での意見の激しい対立について考察している。著者によれば、フランスは固定相場の維持を重視し、アメリカに財政赤字の縮小や海外直接投資規制を求める政治重視の保守的な考え方にあった。これに対し、ドイツは変動相場制を志向し、経済通貨同盟の建設に向けて欧州諸国の経済政策の収斂が急務との見方であった。フランスはジスカールデスタン大統領のリーダーシップでスミソニアン協定による固定相場制の復活を達成し、欧州内では1972年4月、為替レートを一定幅の変動を持たせて固定するスネイク制度が発足した。しかし1973年春に生じた大規模な国際通貨危機でスミソニアン体制が崩壊、スネイクも不安定化した。このように、フランスが困難を伴いながらもいかに政治力で理想を実現させ、挫折したかについて、歴史文書から生々しく分析している。

次に、第2部では1974～78年のユーロベシズムの危機に瀕して、著者は欧州で経済の通貨同盟に向けた「資本主義世界の大転換」が起きたと主張する。すなわち、フランスも第1次石油ショックを契機とする経済危機の中で結局変動相場制の受入れを余儀なくされた。同時に、経済政策面でも為替変動による対外的な拘束から戦後継続してきたフラン切下げとケインズ的なインフレ・成長戦略による政策運営がほとんど効果を表さなかったことから、物価の安定など対外的な均衡を優先する強い通貨政策と通貨統合の建設へと大きく転換した。そして、こうした大転換にもかかわらず、フランスにおいて社会的に大きな反発が生じなかった理由として、フランスで生じた新自由主義がアメリカ型とは違って、社会対話が用意されている社会的市場経済タイプであった点を強調している。

第3部は、1979年のスネイク後身のEMS誕生とその課題について1980年代初めまでを対象に分析している。すなわち、EMSはフランスのジスカールデスタン大統領とドイツのシュミット首相の政治主導で革新的に進められたが、EMSが秘密協議でど



のように調整・妥協が図られつつ設計されたかが詳細に描かれている。そして、EMSは発足後2年以内に欧州中央銀行の萌芽になる欧州通貨基金が組み込まれ、第2段階に移行することになっていた。その構想と技術的な検討を通貨委員会、中央銀行総裁委員会資料から整理している。第2次石油ショックによる経済混乱から政治がEMS問題に積極的に関与できなくなり、また、共同体諸国の経済ファンダメンタルズの乖離が拡大したため、欧州通貨基金の創設は先送りされたが、このときの設計図が今日の制度の基礎になったと主張する。

### 3 本書の意義

本書の意義としては、大きく4点指摘できる。

まず、欧州における通貨統合に向けた議論について、主に1970年代の政府・中央銀行の膨大な記述資料を収集し、仔細に考察して整合的にまとめ上げている。そして欧州諸国はこの野心的な事業を進めるに当たり、どのような困難に直面しつつこれを克服してきたかを歴史文書の中に探り、答えを見つけ出している。節目となる国際会議とその対応戦略、会議議事録と結果や評価について詳細に整理されており、きわめて説得的である。近年、欧州通貨統合を扱った研究文献は少なくない。しかし、その多くは主題を制度面から分析し、十分な裏付けを伴わず、現状の制度欠陥を表面的に指摘している。特に、2010年のギリシャ危機を契機とした欧州危機時には、通貨統合に関する悲観的な論文が多く見られた。本書には通貨統合に向けて欧州諸国がいかに妥協や挫折を経験しながら現実的な対応を進めてきたかが描かれている。フランスでは政策面でも既得権の面でも、多くを失いながらも政治主導で多くの制度欠陥を克服し制度を構築してきた努力が読み取れる。このように、本書は悲観的な文献に対する強力な反論として見事に成功している。

第2に、設定した3つの問題を明快に解いている。まず、長期的な取組みを可能にしたのは、変動相場制への移行に伴って通貨を統合することによってしか解決できない問題があったためと分析している。次に、経済政策の収斂は、1970年代半以降、経済危機に対しケインズ主義的な総需要政策など自律的な国内政策運営ができなくなったことや、欧州諸国の貿易比率の高さから対外的な拘束が強まった点を重

視している。さらに、国家主権の喪失については、スネイクの下で経験した厳しい試練を通じて為替相場変動の根絶は容易でなかったこと、そして通貨政策は多分に技術的な領域に属する政策と見られた点を指摘している。

第3に、本書からは単に欧州通貨統合、国際通貨制度といった金融面からの研究成果だけでなく、通貨統合を例に国際関係の視野からもフランスの具体的な外交戦略の一端が把握できる。強い通貨を持つドイツ、オランダ、弱い通貨国であるイギリス、イタリアの中間に位置するフランスが、国際会議の場でドイツと対抗しながらいかに交渉を進めてきたかが明快に分析されている。また、フランスがいかに政治力を重視しているかも随所に描かれている。日本にとって難解といわれるフランスの外交戦略を分析する意味で、国際会議で活躍する政府・中央銀行関係者や政治学者にも示唆するものが少なくない。

第4に、本書はアーカイブ資料の重要性を示唆している。フランスでは歴史文書がきちんと整理されているため、諸政策について中立的な立場から正しい評価が得られるという典型例を本書は示している。この点でいえば、わが国でも最近、情報公開が進み、各種会議の議事録は充実してきた。しかし、会議に向けた戦略準備、本書でいえばフランスの官僚から大統領への覚書、中銀幹部から総裁への覚書などについては、私文書として歴史文書の整備が必ずしも十分ではないよううかがえる。将来、わが国でも諸政策が歴史的見地から正当な評価が得られるよう、フランスの例を参考にしつつ、ぜひ必要な資料はアーカイブとして残すよう積極的に検討してもらいたい。

### 4 本書の課題

次に本書の課題を3点指摘したい。

第1に、対象期間の問題がある。本書は1981年までを対象としている。しかし通貨統合問題の歴史的起源を分析するのであれば、少なくともマーストリヒト条約が締結される1987年までの過程が決定的に重要である。1981年まででは未完の印象が拭えない。この点は著者も認識しており、最後にミッテラン大統領期の歴史的事実を簡単に整理・紹介している。しかし、その分析手法は本書に扱った1981年までの緻密なレベルではないために、根拠が乏しく説得力

に欠ける。そもそも1981年で切る区分について、公文書公開という資料制約以外に納得できる説明が不足している。

第2は政府・中央銀行の公文書資料固有の限界である。資料にはすべての情報が記載されているわけではなく、欠落部分がある。この点について最後に簡単に触れているが、著者の指摘する事柄に加えて少なくとも以下の点は配慮する必要がある。フランスの官僚や中央銀行員は自分に都合の良いことを多く記載する一方、都合の悪い事情は簡略化させるバイアスがある。こうしたアンバランスを是正するには、国内世論や、スト等の社会情勢のデータで補強する必要がある。筆者は部分的に解説し社会的に分析できたとするが、恣意的な印象が拭えず、不十分である。戦略転換を歴史文書から読み解く手法は同意するが、アーカイブだけでは不足している。

第3に分析対象面では、官僚や中央銀行関係者から重要な会議に向けたボトムアップの準備作業の内容について歴史文書に基づき忠実に考察されている反面、大統領のトップダウンの分析面では不足があり、論理展開で多少飛躍がある。例えば、ポンピドゥー大統領の戦略は、欧州通貨統合の積極度が章によって異なり読みにくい。また、フランスの重視する欧州農業政策についても整理がない。さらに、筆者はフランスを中心に各国の戦略を分析しており欧州委員会の存在は外生化している。しかし、フランスは欧州委員会をどう自国に有効に活用するかに

についても戦略を立てているはずである。筆者は対象期間外のドロールに言及しているが、それはドロールに限らない。フランスの戦術として、欧州委員会の委員会ポストをどう活用するか等の戦略の分析も欲しかった。

## 5 今後の研究課題

本書は前述のように1981年までを対象としているので未完である。今後、公文書資料のさらなる開示を待って1980年代のミッテラン大統領の下での続編を期待したい。特にミッテラン大統領が理想を求めてどのような政策手法を用い、なぜ国有化政策から急展開して欧州戦略重視に変化したのか、この間、フランス国民はどうか政策を支持したのかなど解明すべき点は多い。

本書を契機に、今後学界でも欧州通貨統合や関連するテーマについてさまざまな分析が行われることを期待したい。数例を挙げれば、ドゴール、ポンピドゥー、ジスカールデスタン、ミッテランとフランスの4大統領のトップダウンの視点から見た当面の欧州戦略、最終目標の分析・比較がありえよう。また、通貨統合に向けた労働組合の見方、世論調査等社会的な反応を交えた分析も可能であろう。いずれにせよ、欧州通貨統合は長い道のりであり、このため歴史研究も広がれば通貨統合への道筋の謎がさらに多角的に解明できよう。

(成城大学 内田真人)

春井久志著『中央銀行の経済分析——セントラル・バンキングの歴史・理論・政策』

東洋経済新報社、256+vi頁、2013年

「グローバル危機の中で、中央銀行が果たす役割やその有効性についての関心が学界と実務界の両方で高まってきている」(本書4頁。以下では本書からの引用は頁のみ記す)。本書は、そのような状況を意識しつつ、中央銀行研究を進展させようとして構想されたものであろう。本書には、中央銀行あるいはセントラル・バンキングについて考察するならば必ず問わねばならない基本的論点がかほぼ網羅されているが、それらを1人だけで扱うのは容易ではない。これは、博学多識で鳴る著者ならではの作品

である。

「中央銀行の多面性を包括的な視点から分析」(12頁)することを目指す本書は、「序」と「結」の間に、本論として「歴史」「理論」「政策」の3部を置いている。まず、各部の内容を簡略に紹介していこう。

「第1部 中央銀行の歴史的分析」は、「第1章 セントラル・バンキングの歴史的分析視角」及び「第2章 イングランド銀行はいつ中央銀行に変貌したのか」よりなる。第1章では、金融規制に関す



る「緊張関係」について、「中央銀行の目的と『政府のための銀行』としての中央銀行の機能との間には、大きな緊張関係が内包されてきた」(28頁)こと、民間銀行と中央銀行との緊張関係は段階を経て「国際的に共通する統一的な規制」(33頁)の制定に至ったこと、が説明される。また、地金論争、通貨論争などが歴史的に積み重ねられてきたにもかかわらず、「中央銀行は、国際通貨システムを安定的に維持することに成功しなかった」(47頁)ことも指摘される。

第2章は「イングランド銀行の生成・発展を歴史的視点から考察」(50頁)するものであるが、中央銀行の設立目的や独立性を論じた上で、イングランド銀行の中央銀行化を考察する。最後の貸し手機能、発券と預金、マクミラン委員会等々、多様な論点を扱うが、最終的には「イングランド銀行が近代的な意味における中央銀行へと変貌した」(79頁)のはノーマン総裁時代である、との見解を示す。

「第Ⅱ部 中央銀行の理論的分析」は、「第3章『金融』と『中央銀行』の存在意義」ならびに「第4章(第Ⅱ部の標題と同じ)」から構成されている。第3章では、金融活動の存在意義が解説され、「一部準備銀行制度に内在する」(97頁)脆弱性が指摘された後、その脆弱な金融システムを支えるものとして中央銀行が位置付けられる。もっとも、その中央銀行も、債務累積それ自体を解消できるわけではないので、著者の結論は以下ようになる。「日本を含めて、大西洋の両側の政治家たちのために、中央銀行は若干の時間を稼ぐことは確実にできる。しかし、その時間をうまく利用して、実効性のある解決策を見出す努力をするかどうかは、長期的なビジョンに基づいた政治家たちの決意にすべてが依存していると言えよう」(103頁)。

第4章は、まず中央銀行の諸機能を「政府の銀行」ならびに「銀行の銀行」として説明し、次いで中央銀行政策の目的について、マクロ的目的は「『金兌換性』の維持から『物価水準の安定的維持』へと変遷」(112頁)してきたが、「金融システムの安定性維持にかかわるミクロ的機能、いわゆるブルーデンス政策」(118頁)については意見の一致が未だない、と整理する。その上で、中央銀行の独立性あるいは「ルール対自由裁量」(126頁)の問題を取り上げ、「ルールというものは政策担当者の手を縛

る、信頼に足るコミットメントのメカニズムを体現している、彼らが時間的に不整合な政策、すなわち過去の政策コミットメントを所与のものとして、現在の状況に対して異なった政策を新たに採用することを未然に防止する」(129頁)と述べている。

「第Ⅲ部 中央銀行の政策的分析」には、「第5章 中央銀行の目的と金融政策の目標」と「第6章 金融政策手段の変遷」が配置されている。第5章では、金融政策の目標が金準備維持から為替平価維持へ、さらに1970年代までに貨幣集計量目標へと移り、現在では物価安定を目標に据える中央銀行が増加していると指摘される。また、金融政策運営方式と経済理論については、古典派貨幣数量説、ケインズ派経済学、マネタリストと合理的期待形成学派等が順に検討され、「新しいケインジアン」により、「より現実像に近い形での金融政策の運営の枠組みが成立した」(152頁)と理解されている。

第6章は、公定歩合操作、公開市場操作等の伝統的金融政策手段と、ゼロ金利政策、量的緩和政策等の非伝統的手段、さらには欧州中央銀行の金融政策も検討し、「金融政策の限界と副作用」の考察へ進む。検討の最後に日本銀行の政策について語られるのは、次の言葉である。「過度な金融緩和政策の継続は、本来、財政政策や経済政策一般によって経済成長率を高めるべき政府や議会の不作為を助成するというモラルハザードを醸成するリスクの方がはるかに大きくなると考えられる」(194頁)。

さて、以上のみでは本書の内容は未だ十分に紹介されていないが、ともかく、これは多くのことを教えてくれる書物である。著者が紹介しているイギリス『エコノミスト』誌による欧米の「日本化」(101頁)という警告がかなりの的を射ていることも、よくわかった。もっとも、本書には疑問や不満を感じる部分がないわけではない。以下ではそれらを紙幅の許す限り提起することで評者としての責任を果たしつつ、著者ととも中央銀行研究の深化に努めたい。

まず、本書のようなテーマにとっては歴史的事実を正確に踏まえることが必要になるが、本書にはその面で精密さを欠く個所がある。例えば、19世紀イギリスに生じた3回の恐慌は「1844年ピール銀行法の停止によるイングランド銀行券の増発によって取捨された」(40頁)というのは、よくある誤解である。イングランド銀行に信用拡大を勧め、その結果

ピール銀行法に違反する事態になっても免責することを示唆する「大蔵省書簡」によって恐慌が収束したのは確かだが、それはイングランド銀行券が「増発」されたからではない。「書簡」が限外発行を容認したにもかかわらず、それが公表されると銀行券は還流してくるのである（拙著『イングランド銀行金融政策の形成』名古屋大学出版会、1989年、90頁図2-3参照）。恐慌後の証言が示しているように、必要だったのは銀行券ではなく信用供与だったからである。これは、外生的貨幣供給論に対して疑問を投げかける重要な事実であり、その意味で特に正確に捉えておかねばならない。

なお、以上に関連してもう1点指摘すべきことがある。1847年、57年、66年の恐慌はイングランド銀行の「最後の貸し手機能の発動により」（58頁）取捨されたと述べられているが、3つの恐慌を一緒に扱うのも問題である。それは、もっと詳細に言うべきだという意味ではなく、3恐慌を区別しないと、イングランド銀行はいつ中央銀行になったのかという著者が考察している問題が解けなくなるからである。47年恐慌を経てイングランド銀行に起きた変化は、バンク・レートの市場利率以上への引上げ（銀行部自由競争の後退）であり、57年恐慌後に起きた変化は、一民間銀行としてのレート「操作」から中央準備維持のためのレート「政策」への進化である。そして、そのようなピール銀行法形骸化の先に、66年恐慌における「最後の貸し手」機能があったのである（前掲拙著、第3章参照）。

歴史的事実の正確な把握という点に関して、あと1点のみ簡略に触れておく。本書には、「金本位制度のような貨幣制度を採用している場合、銀行券等の貨幣供給量には金準備の大きさがその上限を画するという制約が存在していた」（139頁）という認識が登場するが、金本位制下においても銀行券流通量は発券銀行の意のままにはならない。つまり弾力性

がある（拙著『ポンドの苦闘——金本位制とは何だったのか』名古屋大学出版会、2004年、参照）。第一次大戦勃発時にも「イングランド銀行券の弾力的な発行ができず、やむをえず、大蔵省が『カレンシーノート』と呼ばれた政府紙幣」（139頁）を発行せざるをえなかった、と述べられているが、カレンシー・ノートの発行には別の理由があったのである。

次に、いま述べた金本位制についての誤解と関連するが、理論的な問題についても気になった点を挙げておきたい。本書には、銀行は「自らの債務である預金口座に記帳することで貸付けを行う」（92頁）というように、銀行システムを信用創造機構として把握する視角がある。ところが、「資金の本源的な供給者である貯蓄者とその最終的な需要者をつないで……」（85頁）とか、「預金の受け入れなどで獲得した資金の一部を支払準備として……、その残りの資金を貸出しや有価証券投資など……で運用して」（93頁）のように、銀行システムを金融仲介機構として描く論述もある。換言すれば、貨幣供給について内生的認識と、「自国通貨である米ドルを無制限に発行し……」（139頁）に現れているような外生的認識とが混在しているという印象を拭えなかった。

「結」からも教えられることは多かったが、紙幅が尽きたので、一言の要望にとどめねばならない。「中央銀行の政策目標を決定するのは政府（政治家）の役目である」（224頁）とする著者の意見に評者も賛成であるが、中央銀行独立性の問題に関しては、政府と中央銀行のどちらが主導権を握ると良い結果が得られるかに議論が矮小化されがちなので、資本主義の構造的変化をも問う、より長期の歴史的視点を考察に導入する必要があるのではないだろうか（拙著『ポンドの譲位』名古屋大学出版会、2014年、第2章参照）。議論が巻き起こることを期待したい。

（名古屋大学 金井雄一）

## 三好祐輔著『法と紛争解決の実証分析』

大阪大学出版会, 388頁, 2013年

本書は、契約当事者間の情報格差が拡大していることに焦点を当てて、「法と経済学のアプローチ」から規制の根拠とその費用対効果に関する実証分析を行ってきた一連の研究成果をまとめたものである。著者は、その意義を、「伝統的な規範的経済学のモデルをそのまま法学に適用する試みに終始するのではなく、法学と経済学との間のインターフェイス領域を整理する。そして、規制の存在に関する一定の意義、法政策への具体的な提言を通し、法学と経済学が協働できる場はどこなのか、それを模索すること」だと述べている。本書の構成は、

序章：本書の構成と目的

第Ⅰ章：法律と経済の基礎問題

第Ⅱ章：交渉力の格差の下での紛争とその解決策

第Ⅲ章：企業活動に起因する紛争とその解決策

第Ⅳ章：投資家に起因する紛争とその解決策  
からなる。簡単に各章の内容を概観してみよう。

第Ⅰ章「法律と経済の基礎問題」では、伝統的に法学は正義・公正を論じるのに対して、経済学では効率性を重視してきたことを説明した後、本書が情報非対称性下の理論研究等をもとに、実証的に法の経済分析を行うものであるという立ち位置を明確にする。そして、前払い受講料返還という取付け騒ぎがNOVAを破綻に追い込んだ事例をもとに、行き過ぎた消費者保護が消費者全体に不利益を招きかねないことを指摘し、さらに契約内容に関する当事者間の情報格差が存在することを重視すべきだとする。次に、情報の非対称性を克服し経済取引を円滑になすために企業に情報開示を義務付けることの意味を問う。ここでは、操作変数を用いた2段階最小二乗法によって喫煙率と死亡率の関係について検証し、両者の因果関係がないと断言できない以上、企業にタバコの有害表示を行わせることの必要があるとの議論を進めている。

第Ⅱ章「交渉力の格差の下での紛争とその解決策」では、経済学が目にする情報格差だけでなく、法律関係者が関心を持つ交渉力格差も考慮して、法

的サービス、貸金という2つの市場を考察するとしている。前者については、弁護士数の増加、少額訴訟制度導入、司法書士による訴訟代理、弁護士報酬規定の自由化等々の司法制度改革により、弁護士へのアクセスコストが低下して利用率が高まるとともに、誘発需要を喚起したことを明らかにしている。これらの結果は、1993年から2007年度の司法統計年報の都道府県別データを用いたパネル分析によるものである。後者については、不均衡モデルを用いて貸金市場の供給関数・需要関数を推定した上で、わが国の貸金市場がStiglitzの後方屈折型供給曲線の右下がりの領域部分にあって、各社の貸出金利が上限金利に張り付く状態であるとする。そして、規制金利の引下げによって総余剰は増加するので社会的に望ましいと結論付けている。

第Ⅲ章「企業活動に起因する紛争とその解決策」では、内部統制には限界が存在することと前提に、経営者が違法行為をする誘因を持つことを抑制するメカニズムを明らかにし、企業に情報開示をさせるため、規制は必要かという観点から、企業の不祥事を抑制するための処方策を検討している。具体的には、経営者の持株比率が経営トップの不法行為の発生に大きく影響を与えること、そして現経営陣に対してストック・オプションを付与することが不法行為の回避のためには大きな有効性を持ちえないこと、さらに、取締役会の構成員に自社株を保有させ、取締役会に経営トップを有効に監視する誘因を持たせる工夫が必要だと述べている。経営者による自社株保有とストック・オプションの付与が、そのオプション性ゆえに不法行為の防止にまったく逆の影響を及ぼすとの知見は興味深い。これらは、1990年度から2005年度に報道がなされた企業不祥事を標本として、ポアソン回帰モデル及び負の二項分布モデルをもとに実証されている。

第Ⅳ章「投資家に起因する紛争とその解決策」では、株式市場に目を転じ、偽計と粉飾決算、ならびに内部取引の是非を巡る議論について検証を行っ



ている。偽計と粉飾決算については、ライブドアの事例をもとにイベント・スタディ分析による超過収益率及び累積超過収益率をもとに、推定損害額から減額する水準を1割とした平成12年12月16日の東京高裁の判決を客観的に見て妥当だとしている。次に、内部者取引規制の目的を、弱者に対して不平等であることを重視するのではなく、それが市場の価格形成機能を阻害するか否かという観点から論じている。1987年から2004年までに内部者取引として告発された企業21社を対象に、イベント・スタディ分析による超過収益率を計測し、それが未公開情報とどのような関係があるか、ダミー変数を使った回帰分析で明らかにしている。結果は、内部者取引は未公開情報を株価に反映させるような取引ではなく、市場における情報伝達機能を有しないとす。さらに、内部者取引が流動性を高めるかについても実証分析を行い、内部者取引により価格調整メカニズムがスムーズになって市場の効率性が高まったという証拠は見いだせないとしている。

各章の「まとめ」では、経済学と法学の歩み寄りについて論じられている。例えば、第Ⅱ章では、経済学の立場からは情報の非対称性などを原因にして市場メカニズムがうまく機能しない取引環境では市

場取引に規制は必要なこと、一方、法学の立場からは社会的弱者が取引に参加できない環境であるため、市場取引に規制を設けて弱者を保護する必要があること、よって、社会的弱者が市場の失敗により取引に参加するのが困難であれば、経済学と法学は歩み寄れるだろうと論じている。もっとも、法学が正義・公正を、経済学が効率性を評価基準とする以上、この歩み寄りをことさらに強調することの唐突感はない。また、1つの章で多くの問題が取り扱われており、著者自らが「あとがき」で述べているように、扱っているテーマが多岐にわたり、入手できた統計資料の範囲内で計量経済学的分析が行えるトピックスを集めたものとなっていることも、論旨を少しわかりづらくしているように思える。

しかしながら、各章の経済学的な分析は方法論的にも慎重な検討がなされており、内部者取引などはわが国で初めての実証分析で、欧米とは異なる結果となっていて非常に興味深い。法学と経済学との間のインターフェイス領域を整理することの重要性は高まるばかりであり、チャレンジングな成果といえよう。著者の今後のさらなる研究の深化を期待して、書評を締めくくりたい。

(武蔵大学 茶野 努)

### 大江清一著『銀行検査の史的展開』

時潮社、822頁、2011年

#### はじめに

金融機関の公共性を十分に発揮するために、銀行の監督機関である大蔵省、その後の金融庁によって銀行検査が行われてきた。これが預金者保護、信用秩序維持、国民経済の維持発展に重要な役割を果たしてきた。にもかかわらず、この銀行検査の重要性の認識の不足と金融検査情報入手の困難性などのために、銀行検査研究はこれまできわめて立ち遅れていた。本書はこの未解明な分野が多い銀行検査の解明に挑戦しようとしたものである。

#### 本書の視角

本書のアプローチは、各章の課題に沿って実証した結果を時代ごとに整理し、それを歴史的な節目に

分けて考察を深めることにより、銀行検査の将来にとって有益な教訓を導きだそうとするものである。本書は、明治期以降約140年間を対象とした、800頁を超える大著である。銀行法や銀行検査行政に関する国会審議、検査規定、大蔵省通達、銀行検査資料、金融検査に関する各種歴史文書、図書雑誌、銀行検査マニュアル等を丹念に検討している。本書は歴史的研究書であるとともに、政策研究書でもある。通常の実証的歴史研究とは異なり、まず、政策理念的視点から分析視角を定め、これに関連する資料を収集し、これをじっくりと分析しようとするものである。

## 本書の概要

銀行検査は明治期に誕生し、定着した。明治期については、本書は、明治8年3月に行われたシャンドによる第一国立銀行に対する検査を、日本で本格的に実施された初めての銀行検査と位置付けている。著者の大江氏は、シャンドの検査手法は提案型検査であり、内部統制、銀行事務の相互牽制を重視し、銀行資産の健全性に重点を置いた行内検査を指導したとする。だがこのような銀行検査及び行内検査の理想は実際には実現しなかったと論ずる。

大正期には、銀行検査強化の試みがなされた。金融制度調査会が銀行検査のあり方を検討している。明治期以降、銀行検査の底流には指摘型検査があったが、金融制度調査会の議論はこれを提案型検査に変えようとするものであったのである。しかし、大正期においては、銀行検査の理想型と、銀行検査実務を支える銀行検査規定の実態とは乖離していた。銀行検査規定上は、銀行経営に踏み込んだ検査提言が排除されて、むしろ指摘型検査の色彩が強くなった。本書はこのようなことを主張する。金融制度調査会の行内検査に対する姿勢は、民間の監査役を実質的に大蔵省の外局として取り込もうとするものであった。行内検査については、武州銀行の事例研究に基づき、それが柔軟に実施されてはいたが、大蔵省検査当局の問題意識を十分に反映したものではなかった、と本書は指摘している。

昭和戦前期については、本書は、昭和6年までの銀行検査行政は検査カバー率向上が主目的とされ、検査頻度の高率化が達成された昭和10年になって銀行検査の質的向上を目指すものとなった、と論述している。事例研究に基づき、昭和戦前期に大蔵検査と行内検査とが整合的かつ相互補完的になったということも指摘している。

戦後占領期には、銀行検査が再生された。この時期の銀行検査を、本書は、「銀行の公共性」を分析視角として検討しており、銀行検査が「預金者保護」、「信用秩序維持」、「信用創造機能の保護」の役割を果たしていたと論じている。戦後発の銀行検査マニュアルにおいて「銀行経営の安全性」の確保と「銀行の公共性」の発揮が銀行検査の2大目的であり、この両者のバランスを確保することが「銀行の健全性」を確保することとなることも述べている。米国の銀行検査方式の継承に関しては、大蔵省は、米

国の銀行検査方式のうち、①科学的アプローチ、②実証主義の徹底、③監督行政との協調の組織化を新たに取り入れ、④法令順守と⑤株主勘定の重視を再確認したとみなしている。

高度成長期に関しては、昭和30年前後の7年間に高度成長期については、GHQ/SCAPの影響を受けるとともに、日本の現実を反映した戦後発の銀行検査マニュアルが機能していたこと、銀行検査は個別かつ基本的な指摘を行う検査から、中長期的観点に立って銀行経営の本質に切り込む検査に変化したことが指摘されている。高度成長期についても「銀行の公共性」を分析視角として銀行検査を考察し、「預金者保護」と「国民経済の成長発展に貢献する」ことが「銀行の公共性」の概念の内容であると整理した上で、公共性の観点からの検査が行われたと述べている。

安定成長期については、「銀行の公共性」が銀行検査目的であり、銀行検査の機能が「情報把握」と「把握情報の監督行政への展開」であるということが定着したことを本書は確認している。昭和50年代における銀行検査マニュアルの問題意識と銀行検査実務との非連続性、昭和60年代以降において銀行検査に関する答申内容が銀行検査実務に反映されていない事実が指摘されている。

平成期に入って、金融バブルが崩壊し、銀行検査の大規模な見直しが行われた。バブル期以前においては銀行検査において「資産の質」の査定が「資産の量」や「収益」を優先させる銀行経営者の勢いに押されておろそかとなり、平成期に入っての約10年間の銀行検査マニュアルは金融リスクを扱いかねていたとの問題点を本書は指摘している。平成11年には「金融検査マニュアル」が策定され、銀行検査は当局検査から自己管理型検査に転換した。この転換を可能にするのは、金融機関の内部管理（内部統制）と外部監査の充実である、と著者は主張する。著者は、平成16年度以降、銀行検査を理論面と実務面において強化する原則と制度が導入された、とみなし、平成16年度実施とされる「金融検査に関する基本方針」の策定と「金融検査評定制度」の導入を高く評価する。前者は「銀行検査の情報把握機能」と「把握情報の監督行政」への展開機能を重視するものであり、ここに至って銀行検査の理想と現実が検査行政のレベルで一致する見通しがついたとして

いる。後者は日本版 CAMEL の導入であり、金融検査の結果に基づき、金融機関の段階評価を行うものである。平成16年以降の銀行検査行政は金融リスクに対する銀行検査の有効性を強化する上で合理的なものであるとみなすのである。

#### 本書の意義

本書は本格的、体系的、総合的、長期的に銀行検査の研究を行っている。本書は銀行検査に関する単なる事実の指摘、内容紹介にとどまるものではなく、検査当局の政策意図や実施された銀行検査の機能についても分析し、銀行検査の意図と現実との間にずれが生じたことを明らかにしている。

本書は「銀行の公共性」を深く考察し、銀行の公共的側面に対応した公的介入手段としての銀行検査の役割を分析した。「ミクロ的アプローチとマクロ的アプローチ」を行い、銀行監督行政、監督方針と、それにしがった当局銀行検査の実践の両面を総合的に解明した。「提案型検査」か「指摘型検査」かという銀行検査実務のスタンスの変遷を探るとともに、この変遷から銀行検査行政と銀行監督行政との協調と棲み分けの変遷を明らかにした。著者が銀行の行内検査に従事した経験を活かしつつ、当局の銀行検査と銀行の内部統制、行内検査の関連性の相互関係（本書では「モニタリングの連関構造」とされている）をも明示した。

かくして本書は日本の銀行検査研究史に大きく寄与したのである。本書は銀行検査研究にとっての必読書であるといえよう。

本書には要約が付けてあり、大著ではあるが、読者にとって読みやすいものとなっている。

#### 本書の課題

もっとも本書に課題が残されていないわけではない。著者も認めるように銀行検査に関する資料は多くないが、それでも、邊英治氏や白鳥圭志氏の研究にみられるように、本書で用いられていない1次資料がかなり存在する。

銀行検査に関する先行研究は多くない。それでも齊藤壽彦「バブル期以降の大蔵省の金融検査」(千葉商科大学経済研究所『国府台経済研究』第8巻第1号)や同「我が国監督機関の金融検査」(『国府台

経済研究』第12巻第2号)にみられるように、本書で取り上げられていない研究論文もかなりある。

著者は銀行検査を「独立的モニタリング」(行内検査が担う「自主的モニタリング」に対する概念)ととらえているが、この表現は必ずしも正確ではなかろう。金融庁においては、「検査」(当局検査)は、検査官が金融機関に立ち入る形(オンサイト検査)で実施するものであり、金融庁の「モニタリング」は、実施検査以外に、立ち入りを伴わないもの(監督行政としてのオフサイト・モニタリング)も含む。銀行検査よりも広い概念であり、金融機関の状況を継続的に把握することとしているのである。

銀行検査が金融バブルを防ぐことができなかったことは著者も認識しているが、銀行検査史研究においては、そのような銀行検査の問題点をもっと深く検討すべきであったように思われる。検査の頻度と深度の充実のための検査官増員、金融検査に関する研修と専門家の採用、検査手法の向上、モニタリングの重視などが金融検査上の課題となっていたのである。

本書は銀行検査と銀行監督との協同、「提案型検査」を高く評価している。だが、今日のように信用ある借り手の借入資金需要が減退している状況の下で監督行政が銀行のリスクを増やそうとしている場合には、その方式には、検査におけるリスクの指摘が困難となり、銀行検査の厳格性が低下するおそれがある、という問題点もあるのではなかろうか。

本書は平成16年度の銀行検査の変更を重視しているが、その論拠とされる、『金融庁の1年(平成16事務年度版)』(平成17年9月発行)に収録されているにおける「金融検査に関する基本方針」や「金融検査評定制度」は、平成17年7月1日に策定・公表されたものである。平成16年度ではなく平成17年度の改革を重視すべきであろう。

索引については、項目に対する章が明示されているが、頁を記載した方が読者には親切であったといえよう。

とはいえ、以上の指摘は本書の価値を低めるものではない。本書刊行後、金融庁は金融監督・検査方針を大転換した(平成25年)。これに対する著者の評価も聞きたいところである。

(千葉商科大学 齊藤壽彦)